

大阪城3Dマッピング事業にかかる事務執行の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>公益財団法人 大阪観光コンベンション協会</p>	<p>公益財団法人大阪観光コンベンション協会（以下「協会」という。）は、民間企業と共同で大阪城3Dマッピングスーパーイルミネーション事業を以下のとおり実施したが、事務執行に不備があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主催：A社、協会</li> <li>・開催期間：平成25年12月14日～平成26年2月16日</li> <li>・会場：大阪城西の丸庭園</li> <li>・事業内容：大阪城天守閣をスクリーンに立体映像を投影するほか、庭園内にイルミネーションを行い、観客からは入場料を徴取する。</li> </ul> <p>1 平成25年9月27日に大阪城3Dマッピングスーパーイルミネーションに係る記者会見を行い、以降、関連する経費も発生しているが、共同主催者との共同主催合意書の締結は、イベント開催前日の12月13日となっている。</p> <p>2 共同主催合意書第3条によると、事業者は予め本事業の収支予算計画及び全体事業計画を協会に対し書面をもって提示し、協会の承諾を得なければならないとされているが、協会はこれらの書類を入手していない。</p> <p>3 共同主催合意書第6条によると、光の饗宴分担金及び大阪城西の丸庭園使用料として定められた額を除き、本事業の運営及び本事業に係る第三者からの問い合わせに対応する一切の経費について、A社が負担することとされているが、協会は、広報PR費や消耗品費などの一部を負担している。</p> <p>協会によると、共同主催合意書に関わらず、役割分担に基づく担当業務の経費はそれぞれの団体が負担することを協議し、合意しているとのことである。しかしこれらの合意が文書で残されていないため、経費の負担義務がいずれにあるか不明確である。</p>	<p><b>【是正を求めるもの】</b></p> <p>今後、同様の事業を実施する際には、関連経費の支出前に合意書類を締結するとともに、合意書類に定められた手順を遵守し、適切な事務の執行に努められたい。</p> <p>合意書類に定められている以外の経費を協会が負担する場合には、当事者双方が合意した内容を文書で明確にした上で事業を実施されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>共同主催合意書 第3条（役割分担）</p> <p>1（略）</p> <p>なお、甲（A社）はあらかじめ本事業の収支予算計画及び全体事業計画を乙（協会）に対し書面をもって提示し、乙の承諾を得なければならない。</p> <p>第6条（経費分担及び収益の分配）</p> <p>1 乙（協会）は、甲及び乙を代表して、光の饗宴合同事業の事務局に対し、光の饗宴合同プロモーション分担金200万円を支払うものとし、振込手数料は乙の負担とする。</p> <p>2 乙は、西の丸庭園休業補償料及び大阪城西の丸庭園使用料（ただし、本事業の運営にかかる電気代、搬出入用資材置き場代、チケット券売小屋及び迎賓館使用料、樹木剪定・復旧費用、バス乗降場所使用料、現状復旧にかかる経費は除く。）（以下「庭園使用料」という。）として、2,500万円（消費税を含む）を負担し、甲は乙の負担分を控除した残額を負担する。</p> <p>3 前2項に定める乙が負担する経費を除き、本事業にかかる運営及び本事業にかかる第三者からの問合せ対応に要する一切の経費については、全額甲の負担とする。（以下略）</p> </div>	<p>監査の指摘を受け、平成26年度の共同開催合意書においては、役割分担と経費分担の明確化を図る内容とした。</p> <p>なお、平成27年度は、「大阪城3Dマッピングスーパーイルミネーション」を含め当法人主催のイベント事業は実施していない。</p>